

川崎市税告示第 4 号

川崎市市税条例（昭和 2 5 年川崎市条例第 2 6 号）第 2 3 条の 6 第 3 項の申出により、「川崎市市税条例の規定による寄附金の指定について」（平成 2 1 年川崎市告示第 9 1 号）の一部を改正しますので、同条第 4 項の規定により告示します。

令和 7 年 7 月 4 日

川崎市長 福田 紀彦

表中

「

特定非営利活動法人 あさお市民活動サポート センター (川崎市麻生区上麻生 1 丁 目 11 番 5 号)	左に掲げる者の主たる 目的である業務に 関連する寄附金	令和 2 年 8 月 11 日から 令和 7 年 8 月 10 日まで
---	-----------------------------------	--

」

を

「

特定非営利活動法人 あさお市民活動サポートセ ンター (川崎市麻生区上麻生 1 丁 目 11 番 5 号)	左に掲げる者の主たる 目的である業務に 関連する寄附金	令和 7 年 8 月 11 日から 令和 12 年 8 月 10 日まで
---	-----------------------------------	---

」

に改める。